

四日市市病院管理規程第1号

市立四日市病院処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年 3月27日

四日市市病院事業管理者 一宮 恵

市立四日市病院処務規程の一部を改正する規程

市立四日市病院処務規程（平成17年病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「病院に次の部、局及びセンターを置く。」を「病院に次の室、部、局及びセンターを置く。」に改める。

第2条第1号に「医療安全管理室」を新たに加え、以下第2号以降に繰り下げる。

第3条第3項「室に室長を置き、室長補佐及び主任を置くことができる。」を「室に室長を置き、副室長、室長補佐及び主任を置くことができる。」に改める。

第4条第3項「第2条第1項第1号から第26号までに規定する診療各部」を「第2条第1項第2号から第32号までに規定する診療各部」に改める

第4条第9項「室長補佐は、室長を補佐して室務に従事」を「副室長及び室長補佐は、室長を補佐して室務に従事」に改める

第4条の次に次の一条を加え、第5条を第6条とし、以下同様に第23条まで一条ずつ繰り下げる。

第5条 医療安全管理室の業務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 医療安全の推進に関すること。
- (2) 医療事故防止対策及びその周知に関すること。
- (3) 感染管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、医療安全に関すること。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。